

こんな時は税金が安くなる、減免に該当するなどの情報を集めました。

納税者や課税対象に特別の事情があるときには、原則として、納期限までに県税事務所に申請することによって、軽減または免除を行う制度（以下、「減免」と言う）が認められる場合があります。詳しくは県税事務所、自動車税事務所にお問い合わせください。

1 減免制度全般

●災害により損害を受けたとき

風水害や地震、火災などの災害にあわれたときに、「県税の減免」という制度があります。この制度は、いったん課税した税金のうち、原則としてまだ納期限のきていない税金を、被災の程度によって軽減または免除するというものです。^(※)

減免の対象となる税目は何種類もあり、それぞれ認められるための一定の基準が設けられています。

個人の県民税	市町が災害による減免規定を設けている場合、個人の市町村民税が減免されたときは、県民税についても同じ割合で減免されます。
個人事業税	事業用資産や生活に必要な資産について損害を受けた場合には、減免の措置があります。
不動産取得税	災害によって滅失、損壊した不動産に代わる不動産を3年以内に取得したとき、又は、不動産を取得した日から6か月以内に災害により不動産が、滅失損壊したときには減免の措置があります。
自動車税	災害により自動車が損壊し、諸条件を満たす場合減免の措置があります。

(※)個人事業税については、災害を受けた日以後に納期限の到来する当該年度分が対象となります。

(※)自動車税については、災害を受けた日の属する当該年度分が対象となります。

(※)自動車税にかかるものについては、交通事故を除きます。

●生活保護法により生活扶助を受けているとき

個人の県民税	個人事業税
--------	-------

※市町が条例により減免の規定を設けている場合、個人の市町村民税が減免されることがあります。

●公用、公共または公益のために使用するとき

自動車税	公益のために直接専用する自動車と認められる場合には、減免等の措置があります。
不動産取得税	公用または公共の用に供される不動産には、非課税、減免の措置があります。▶ 37ページ

●過疎地域・半島振興地域などにおいて一定の事業に供する設備を新增設等したとき

事業税(個人・法人(所得割のみ))、不動産取得税、県固定資産税(大規模償却資産)について、一定の要件(地域・業種・取得価額等)に該当する場合、課税の特例措置(課税免除または不均一課税)があります。

2 自動車にかかる税金

- 環境負荷の小さい自動車を購入すると自動車税が安くなります。 ▶ 26 ページ
- 身体に障がいのある方等のために使用する自動車には減免の制度があります。 ▶ 28～30
ページ
- 自動車を抹消登録した場合、自動車税は月割課税になります。抹消登録、名義変更の手続きは確実に！ ▶ 25 ページ

3 不動産取得税

- 取得の時期により、新築住宅や中古住宅の取得に軽減や控除の措置があります。 ▶ 37～38
ページ
- 住宅用土地の取得に軽減措置があります。 ▶ 38 ページ
- 相続による取得、公共の用に供するための道路の用地の取得など不動産取得税の非課税の措置があります。 ▶ 37 ページ
- 公共事業の用に供するために不動産を収用され、または譲渡をした日から2年以内又は、前1年以内に代替不動産を取得した場合は、軽減措置があります。 ▶ 39 ページ

4 軽油引取税

- 船舶や農林業機械に使う軽油は免税措置があります。 ▶ 33～34
ページ

5 ゴルフ場利用税

- 非課税や1/2になる場合があります。 ▶ 50 ページ

6 県民税利子割

- 寡婦、身体障がい者の方、勤労者の方等が行う預貯金の中には非課税になるものがあります。 ▶ 22 ページ